

一 公布済の新規法令

- 1 国務院に授権し一部地区にて不動産税改革の試験業務を展開することに関する決定
- 2 カーボンピークアウトとカーボンニュートラルの完全、正確かつ全面的な実施に関する意見
- 3 国務院による「2030年までのカーボンピークアウトに向けた行動方案」
- 4 外貨管理行政過料裁量弁法
- 5 政府調達活動における内資企業と外資企業に対する平等な取扱いの相関政策の貫徹に関する通達

二 立法草案

- 1 独占禁止法（改正草案）

一 公布済の新規法令

1 国務院に授権し一部地区にて不動産税改革の試験業務を展開することに関する決定

本決定は、第13期全人代常務委員会第31回会議で可決された。本決定によれば、課税対象となるのは、居住用及び非居住用等の各種の不動産で、法に基づき所有する農村宅地及びその上の住宅を含まないとし、納税義務者は土地使用権者、不動産所有者とされている。また国務院は試験地区の具体的な弁法を制定し、試験地区の人民政府は具体的な実施細則を制定し、更に試験期間は国務院の弁法の公布日から起算して5年とするとされている。

URL : <http://www.npc.gov.cn/npc/kgfb/202110/0c62b16ed76f49799ec6454a8cba0a5dshml>

(全人代常務委員会2021年10月23日制定・公布・施行)

2 カーボンピークアウトとカーボンニュートラルの完全、正確かつ全面的な実施に関する意見

本意見では、2060年までのカーボンニュートラル（二酸化炭素ネット排出量ゼロ）を主要目標とし、「国家協調、節約優先、両輪駆動、内外アクセス、リスク防止」の5つを重要原則とし、経済及び社会発展の全面的なグリーンモデル転換の推進、産業構造に関する一層の調整、クリーン・低炭素・安全・効率的エネルギー体系の構築の加速化等を重点作業として、カーボンピークアウトとカーボンニュートラルに関する活動に向けて体系的な計画と全体的な配置を示した。

URL : http://www.gov.cn/zhengce/2021-10/24/content_5644613.htm

(中国共産党中央委員会・国務院2021年9月22日制定・施行、同年10月24日公布)

3 国務院による「2030年までのカーボンピークアウトに向けた行動方案」

本方案では、「カーボンピークアウトとカーボンニュートラルの

完全、正確かつ全面的な実施に関する意見」に従い、2030年のカーボンピークアウト目標達成に向けて、カーボンピークアウトは経済社会発展に向けた全てのプロセスや分野を貫くものとし、エネルギーのグリーン低炭素転換、省エネ、低炭素に向けた効率化向上、工業分野のカーボンピークアウト、都市と農村建設におけるカーボンピークアウト等の10項目が重点的に実施される「カーボンピークアウト10大行動」として打ち出された。

URL : http://www.gov.cn/zhengce/content/2021-10/26/content_5644984.htm

(国務院2021年10月26日制定・公布・施行)

4 外貨管理行政過料裁量弁法

本弁法では、外貨管理規制に違反する行為の情状に従い、過料の幅に関する裁量基準を5つに分けて定めている。また不処罰の事由等を追加するとともに、金融機関に対する処罰時に違反行為に対して直接責任を負う董事、監事、役員その他の責任者に対する警告、過料の適用も規定した。ただし本弁法では過料についてだけを規定しており、その他の行政処罰及び措置の適用には影響しない。

URL : <https://www.safe.gov.cn/safe/2021/1105/20154.html>

(国家外貨管理局2021年11月5日制定・公布・施行)

5 政府調達活動における内資企業と外資企業に対する平等取扱いの相関政策の貫徹に関する通達

本通達では、政府調達活動への内資企業と外資企業の平等な参加を保障し、政府調達活動における内資企業と外資企業に対する平等的な取扱いの要求を貫き、内資企業と外資企業の合法的權益を平等的に保護するよう強調・要求した。

URL : http://www.gov.cn/zhengce/zhengceku/2021-10/26/content_5644953.htm

(財政部2021年9月13日制定・施行、同年10月25日公布)

二 立法草案

1 独占禁止法 (改正草案)

独占禁止法 (改正草案) は、10月19日に第13期全人代常務委員会会議で初回審議を迎えた。本草案は、主に①競争政策の基礎的地位及び公平競争審査制度の明確化、②独禁に関する制度・規則の更なる整備 (データ及びアルゴリズム、技術等の濫用による競争排除・制限の禁止、「セーフハーバー」制度、審査期間「stop the clock」制度の導入等)、③独禁の法執行に対する保障への更なる強化、④法律責任の整備、処罰度合いの強化といった4つの方面で改正を審議されている。

特に、③については、企業結合の未申告等への過料金額の上限が従来の50万人民元から前年度売上の10%以下の金額に大幅に引き上げられており、更に独占合意、市場支配的地位の濫用及び企業結合

のいずれを問わず、情状が特に重い場合には前年度売上の10%以下の過料金額が更に5倍以下の金額に引き上げられる条項が追加されており、企業にとっては同法違反のリスクに対して今まで以上に慎重な対応が求められると予想される。他方で、②については、2019年の独占合意に関する暫定規定の立法過程で先送りされた「セーフハーバー制度」が導入される可能性があり、基準とされる市場シェアに達しない企業にとっては、関連市場に対する競争制限的効果を与えない限度で、多様な販売戦略の余地が広がると予想される。いずれにしても、中国での販売活動を拡大する日本企業にとっては、注目度の高い法律といえる。

URL : <http://www.npc.gov.cn/flcaw/userIndex.html?Id=#8081817ca258e9017ca5fa67290806>

(全人代常務委員会2021年10月23日公布、10月23日から11月21日までにパブリックコメント聴取)

具体的な事案に関するお問い合わせ ☒ メールアドレス : info_china@ohebashi.com

[back to contents](#)

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋、海外は上海にオフィスを構えており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみに依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。